第６　「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」通達関係

昭和 37 年８月 16 日付直審（法）46「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（対象外支払利子等の額に含まれる保険負債利子の額） 17　措置法令第 39 条の 13 の２第 13 項第１号に規定する「合計額に相当する金額」は、責任準備金に係る積立利率の異なる保険ごとに、９及び 10 の算式により計算することに留意する。	（新　設）
（経過的取扱い） この法令解釈通達による改正後の取扱いについては、令和３年３月 31 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。	（新　設）